

事業承継でお悩みの皆様へ

許認可を伴う
事業承継は

行政書士へ

～建設業許可における事業承継編～



詳しくは
裏面を
ご覧下さい

----- ご相談はお気軽に! -----

令和2年施行の建設業法改正により建設業許可に関する事業承継の制度が導入されました。これまで、事業譲渡、合併、分割を行った場合は新たに建設業許可を取得しなければならず、承継先会社は許可を有しない期間が発生することになり、営業上の不利益が生じていました。承継認可制度を利用することで空白期間が生じることなく建設業許可を承継することができるようになりました。

日本行政書士会連合会



建設業許可事業承継の3つのポイント



1 事前の認可が必要

承継認可は承継予定日の30日前までに申請を完了させる必要があります。事業承継手続が完了してから認可申請をすることはできません。そのため、事業承継の合意後は早い段階からの準備が不可欠。承継元・承継先会社間はもちろん、管轄行政庁も交えた連絡調整は必須といえるでしょう。

2 建設業のすべてを承継

承継認可は承継元会社が営んでいたすべての業種の建設業許可を承継する必要があります。将来的に営む計画がないため一部の業種のみをチョイスして承継することはできません。そのため、承継先会社の事業ドメインや経営計画と照らし合わせて、あらかじめ承継元会社の許可業種の一部を廃業する等の事前対策を講じることも検討事項になるでしょう。

3 ときには承継できないケースも

建設業許可には一般と特定の2種類があります。承継元・承継先会社との間で、同じ許可業種で一方が一般、他方が特定の許可を有していた場合は、両者間での承継認可はできません。それを回避するには事前にどちらかの許可を廃業する必要があります。そのため、承継元・承継先会社間で事前にバッティングする業種の取扱いを協議することも視野に入れておくべきでしょう。

承継できる例

承継元の許可

- 土木工事業(特定)
- 舗装工事業(一般)
- 造園工事業(一般)

承継先の許可

- 建築工事業(特定)
- 大工工事業(一般)
- 造園工事業(一般)

承継後の許可

- 土木工事業(特定)
- 建築工事業(特定)
- 大工工事業(一般)
- 舗装工事業(一般)
- 造園工事業(一般)

承継できない例

承継元の許可

- 土木工事業(特定)
- 舗装工事業(一般)
- 造園工事業(特定)

承継先の許可

- 建築工事業(特定)
- 大工工事業(一般)
- 造園工事業(一般)

継承できません

どちらかが造園工事業の許可を事前に廃業することで承継できるようになります。

このように、承継元・承継先会社ともに事前に準備や検討しておくべき事項は多数！

建設業許可を含む事業承継のご相談は行政書士まで！

事前相談から承継元・承継先会社間の調整、管轄行政庁との事前協議、

書類整備、申請代理までトータルでお任せください。



日本行政書士会連合会
公式キャラクター
ユキマサくん

